

空家地域貢献事業補助金

(対象：空家活用団体)

公益的な目的で活用する登録団体等に対して、空き家の改修工事等
初期整備費用として上限 100 万円が交付されます。

団体の要件

- ・ 5 年以上継続して活用する意思がある
- ・ 構成員 3 人以上の団体等（家族・親族のみは対象外）
- ・ 活動内容が公益的な事業（地域貢献事業と認められるもの）であり、活動実績が認められる団体等
- ・ NPO など営利を目的をしない団体等または公益のある活動をする団体等

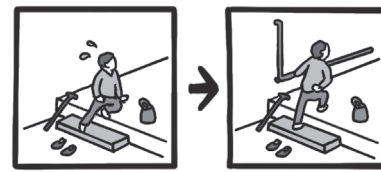
※補助工事完了後 5 年間は、空家地域貢献事業の活動と収支に関する報告書の提出が必要です。

対象の活動

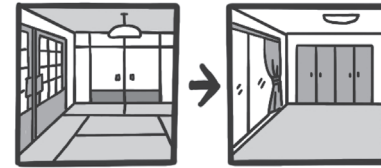
「空家地域貢献補助金」の対象の活動は下表の分野、内容のいずれかに該当するものとなっています。
該当するかどうかについては、まずはご相談ください。

No.	活動分野	活動内容
1	地域まちづくり	・ 地域交流の活性化や地域コミュニティの再生に資する活動 ・ 区の魅力を楽しめるまちづくりに資する活動
2	健康・福祉	・ 高齢者の健康と福祉の増進、介護予防の推進に資する活動 ・ 障害者の福祉の増進に資する活動
3	子ども・子育て	・ 働く世代の健康づくりに資する活動 ・ 子どもの居場所づくりに資する活動 ・ 子育て家庭の支援に資する活動
4	防災・防犯	・ 災害に強い安全なまちづくりに資する活動 ・ 地域の安全対策の推進に資する活動
5	文化芸術・生涯学習	・ 文化芸術の振興に資する活動 ・ 生涯学習の推進に資する活動

対象工事の例



手すりの設置



和室から洋室へ

その他、事業に必要な改修工事および活動を開始する上で不可欠と認められる設備の設置工事が対象になります。

補助金交付の流れ

- 見積書入手後、**補助金の申請**
区 補助金交付決定通知書の発行
工事業者と契約後、**工事の着手**
- 工事の完了後、**工事実績報告書の提出**
区 現場確認
補助金交付額確定通知書発行
- 補助金交付請求書の提出**
区 補助金の支払い

空き家を活用して
地域に役立てませんか？

練馬区は、空き家を地域資源として、地域コミュニティの活性化や、地域課題の解決につながる等、公益的な目的の空き家活用を支援しています。



空き家に関する、相続、建て替え、売買、敷地境界や活用方法などのお悩みを
ワンストップで解決できる相談会を開催しています！

無料空き家
なんでも相談会

日時：原則 毎月第 4 月曜日
10:00～12:00
場所：練馬区役所本庁舎
1 階アトリウムほか

専門家団体（練馬区における空き家等対策に関する協定締結団体ほか）
※月により、以下の A もしくは B の 4 団体が相談対応を受け付けます。

A：東京司法書士会 / 公益社団法人 全日本不動産協会 練馬支部 /
一般社団法人 東京都建築士事務所協会 練馬支部 /
東京土地家屋調査士会 練馬支部

B：東京都行政書士会 / 公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 /
一般社団法人 東京都建築士事務所協会 練馬支部 /
みどりのまちづくりセンター



詳細はこちら↑

発行：（公財）練馬区環境まちづくり公社 みどりのまちづくりセンター TEL：03-3993-5451
練馬区 環境課 空き家等対策係 デザイン・イラスト：新倉サチヨ

練馬区空き家活用相談窓口
TEL 03-3993-5451

受付時間 平日9:00～17:00（事前予約制）
場所 練馬区豊玉北5-29-8 練馬センタービル3階
（公財）練馬区環境まちづくり公社 みどりのまちづくりセンター





練馬区 空家地域貢献事業とは



公益的な空き家活用を目的に、物件を貸したい所有者と活用を希望している団体等（以下、活用希望団体）の登録、マッチング等を支援しています。

----- マッチング支援にあたっては区への登録が必要です。下記をご確認の上、窓口相談にお越しください。（要予約） -----



活用希望団体 の登録のご案内

登録要件

- ・区内在住、在勤、在学の方が1/3以上で構成されている団体等であること（法人格は問わない）
- ・政治、宗教、暴力団に関係しないこと

お持ちいただきたい書類

- ・団体の概要が分かる資料
- ・財政規模・収支状況が分かる資料（実績がない場合は予定のもの）
- ・活動の実績等空き家所有者にPRできる資料
- ・名簿



空き家所有者 の登録のご案内

※ 対象となる空き家
一戸建て住宅、
共同住宅の住戸、
空き店舗等

登録要件

- ・所有者が複数いる場合は全員の合意があること
- ・建築基準法等に違反していない建築物であること
- ・新耐震基準を満たした建築物（昭和56年6月1日以降に工事着手）または活用開始前に新耐震基準を満たすこと

お持ちいただきたい書類

- ・物件の写真や間取り図等
- ・建築確認に関する書類（確認申請書、確認済証、検査済証）
- ・建物や土地の登記
- ・改修や増築の履歴
- ・その他建物の概要が確認できる書類

空き家 活用事例

子どもから高齢者まで安心して過ごせるみんなの居場所づくり
（練馬区民設子育てのひろば事業）

オトトイロ コモンリビング ototoilo

乳幼児の親子やお年寄りなど地域の方が交流し、人と人とが繋がり、みんながいきいきと暮らせる地域づくりがしたいと、上石神井の一軒家で活動しています。

ototoilo では、「子育てのひろば」の他に親子で参加できるイベント、オトトイロ食堂、乳幼児からお年寄りまで、みんなが集まれる居場所「みんなのひろば」などを開催しています。

所有者の声

この家に住んでいた父が生前地域のボランティア活動をしていたので、この場所を地域貢献活動に使っていただけて大変嬉しく思っています。団体のみなさんと良い関係の中で使っていただいています。



before



after

活用者の声

オーナーさんとは、お庭づくりの相談をしたりイベントに参加してもらうなど、日々の活動を共有しています。この場所があつての活動ですので、その感謝を忘れないようにしています。

2024年10月から
活用開始!!

登録から活用開始までの流れ



1 登録と物件への応募等 ★1

	活用希望団体	空き家所有者
ヒアリング	希望する活動内容やエリア・時間帯などをお伺いします	活用イメージ等をお伺いし、物件の確認・写真撮影をします
登録の手続き	申請書、必要書類の準備、提出	申請書、必要書類の準備、提出
物件への応募等	希望する物件への応募	応募のあった活用希望団体から、内覧会参加団体等を決定

2 顔合わせと条件のすり合わせ ★1

内覧会の開催：現地にて顔合わせ、物件見学

内覧会とは
物件の見学後、活用希望団体から所有者に対して
空き家活用のイメージや活用内容を伝える会です。

条件のすり合わせ：活用内容や契約条件等について話し合い

合意成立：貸し出す相手（活用希望団体）の決定

「専門家派遣制度」★1



活用前に解消しておきたい建物や用途地域にまつわる不安事などを専門家に相談できます。

「契約」★2



不動産事業者（宅建士）等の専門家が作成した書面（契約書等）による契約締結をオススメしています。また、活用団体には火災保険（借家賠償特約付）の加入をお願いしています。

※不動産事業者（宅建士）等に仲介を依頼した場合の手数料等は、宅建業法で定められた範囲内での支払いが発生します。

3 賃貸借契約と改修工事、活用に向けて ★2

契約内容の調整：契約条項や特約事項等について話し合い

契約の締結

（改修工事：活用開始までに工事完了※必要な場合）

活用開始!

補助金（対象：活用希望団体）

空き家での活動に不可欠な改修工事については補助金があります。詳細は裏面へ→

Q&A —お問い合わせの多い質問—

Q1.登録したら、物件をすぐ紹介してもらえますか？

→A. ご案内できる物件が用意出来たタイミングでご紹介になります。
内覧会から活用開始までの期間は、一般的に半年から1年ほどです。

Q2.内覧会の参加の可否はどうやって決まりますか？

→A. 登録時の書類などから、所有者の意向を確認します。